



月刊Eニュースレター
巻号2-11
2021年11月

ボトムライン

目次

- 直接税 **2**
- 間接税 **3**
- 会社法及び関連法 **4**
- CFO の展望 **5**
- 合併と買収 **5**
- 弊社ニュース **6**
- 用語集 **7**
- 当社概要 **8**

主要な指標

Indices 指数

BSE SENSEX	59,307	0.31%	▲
NSE NIFTY50	17,672	0.30%	▲
NASDAQ Composite	15,498	7.27%	▲
NIKKEI 225	28,893	-1.90%	▼

Currency 通貨

USD/INR	74.92	-1.01%	▼
EURO/INR	86.61	-0.84%	▼
GBP/INR	102.57	-2.66%	▼
JPY/INR	0.66	1.20%	▲

Note: The month-on-month movement as on October 31, 2021 is represented in percentages
Source: Yahoo Finance, Investing.com



直接税

通知/通達

インド内資産の間接移転に関するルールの通達

この規則では、2012年5月28日以前にインド資産の海外間接移転に基づいて示された税務上の請求については、訴訟の取り下げなどの特定の条件が満たされた場合には無効となります。この場合、支払われた、または徴収された税金は、上記の条件が満たされた場合は、無利息で還付されます。

Notification No. 118/2021 dated October 01, 2021

インドを含む136か国が合意した法人税最低税率

BEPSに関するOECD/G20包括的枠組みの136か国は、多国籍企業に最低15%の税率を適用することに合意しました。

これは2023年から適用され、多国籍企業の物理的な存在の有無にかかわらず、事業活動を行い、利益を得ている国や地域に、自国の課税権を再分配するものです。

OECD Statement dated October 08, 2021

Form 26ASでの報告内容の拡大

海外送金、所得税還付金に係る利息、市場外取引、受取配当金などに関する情報を、情報を受け取った月の月末から3ヶ月以内に電子申告ポータルのForm 26ASにアップロードする必要があります。

Order F.No.225/155/2020/ITA-II dated October 26, 2021

司法判断

納税者の回答を考慮せずに下された査定命令の破棄

裁判所は、個別聴聞の要求や、理由開示請求、査定命令に対する反論・回答を考慮せずに下された査定命令を無効としました。適用された査定命令は査定命令草稿と全く同じ内容であり、また、納税者が提出した回答や説明が全く考慮されていないことが明らかになりました。

Mantra Industries Ltd. v. National Faceless Assessment Centre (Bombay High Court)

日印租税条約に基づく第10A条の免除所得に関する、インドにおける外国税額控除の適格性について

本件では、第10A条により免除された所得を保有する納税者が、外国税額控除を受けることができるかどうかが裁判所の検討課題となった。裁判所は、免税が認められている事のみで、納税者が納税義務を負わないと仮定する事はできないとした。法令に基づいて与えられた免除は、10年間所得税の徴収を停止する効果があり、その期間が過ぎると取り消されます。

したがって、日本で源泉徴収された税金の全額の外国税額控除を請求することができます。

Canon India Pvt. Ltd. v. National Faceless Assessment Centre (Delhi ITAT)

オランダ企業が受け取る配当金に適用される源泉徴収税率の低下

納税者は、配当金に対する源泉税の税率を5%に引き下げる申請を行いました。インド・オランダ租税条約では、源泉徴収率を10%と規定しています。しかし、インドと他のOECD加盟国（スロベニア、リトアニア、コロンビア）との租税条約では、配当所得に対する源泉徴収率を5%に引き下げる事が規定されました。最惠国待遇条項により、インド・オランダ租税条約の対象となる配当所得にも同様の低率が適用されると判断されました。

Deccan Holdings BV v. Income Tax Officer (Delhi High Court)

インド資産の間接移転に関するルールの通達

インドを含む136か国が合意した法人税最低税率

納税者の回答を考慮せず憎さ出された命令の破棄



間接税

司法判断

販促報酬の仕入税額控除

海外旅行、金券、テレビ、クーラーなどの販促報酬が、小売店の売上に応じて提供されていました。これらは小売業者が個人的に使用するものであるとしました。これらに対する仕入税額控除は認められません。

M/s GRB Dairy Foods Pvt Ltd (AAR Tamil Nadu)

スキームにおける商品は贈り物ではなくなります。

販売促進スキームでは、様々な商品が割引価格で小売店に提供されます。これらは各品目の価格が個別に表示された、個別の請求書が発行されます。名目上の販売価格が提供されたとしても、これらは課税対象となる供給です。そしてこれらは「贈り物」として扱われないため、仕入税額控除が利用可能です。さらに、インボイスに別々の価格が記載されているため、混合の供給とみなされません。

M/s Kanahiya Realty Pvt Ltd (AAR West Bengal)

従業員からの食堂備品の回収

控訴人はマージンを取らずに従業員分の金額を徴収し、自身の分も含めた合計額を食堂サービス業者に支払います。したがって、徴収した金額に対して商品やサービスの供給は行われていません。したがって、この回収金はGSTの課税対象なりません。

M/s Amneal Pharmaceuticals Pvt Ltd (AAAR Gujarat)

GST登録の抹消

GSTでは、販売業者が行った不正行為を理由に、購入業者の登録を取り消すことができる規定はありません。

更に、購入業者による不正を証明するためには、販売業者の非存在を十分に知った上で、購入者が取引に従事したことを示すという高い基準を満たす必要があります。当局は上記の事実を証明できなかったため、問題となった抹消命令は無効となりました。

M/s Bright Star Plastic Industries (Orissa High Court)

GST不服申し立ての前払金

不服申し立てを行うために必要な前払金の支払いは、現金で行う必要があります。これがCGST法第2条(82)で定義されている税金ではないため、電子債権台帳(ECL)からの引き落としによって行なうことはできません。

M/s Jyoti Construction (Orissa High Court)

経済特区企業におけるGST

SEZ(経済特区)企業は、特区内の供給者に対する税金を誤って送金した場合、還付申請を行う資格があります。還付申請は、SEZ企業に商品やサービスを供給している者のみが行う事が出来るとする当局の主張は認められません。

M/s Platinum Holdings Pvt Ltd (Madras High Court)

理由開示の明確化

当局は、被疑者が回答する必要のある明確な通達がないまま、違反行為

訴状提出の前払金の仕入税額控除からの拠出不可

理由開示の明確化

従業員からの食堂施設の回収は供給ではない

を記載せずに理由開示を発行しており、納税者は適切な弁明の機会が与えられず、自然正義の原則に反することになります。

M/s Nkas Services Private Limited (Jharkhand High Court)



会社法及び関連法

通知/通達

原価監査報告書の提出期限の更なる延長

監査人による取締役会への原価監査報告書の提出期限は、当初の期限である2021年10月31日から2021年11月30日までさらに延長されました。この報告書は、監査人からの報告書受領後30日以内に、Form CRA-4を用いて会社登記局に提出することができます。

Circular No. 18/2021/MCA/dated October 29, 2021

企業側提出フォームの追加料金の免除

2021年12月31までのFY2020-21の財務諸表および年次報告書(Form MGT-7、MGT-7A、AOC-4、AOC-4(CFS)、AOC-4XBRL、AOC-4 Non XBRL)については、追加料金は発生しません。

Circular No. 17/2021/MCA/dated October 29, 2021

LLP用の書類の追加料金の免除

2021年12月30日にLLPが提出した、会計及び倒産に関する明細書(Form8)に対しては、追加料金は課されません。

Circular No. 17/2021/MCA/dated October 29, 2021

SCOMET品目の輸出ポリシーの変更

DTA(国内関税地域)からSEZ/EOU及び国外への供給または輸出を目的としたSCOMET品目に関する輸出ポリシーが、以下の通り大きく改正されました。:

- DTAからSEZ/EOUへの

SCOMET品目の供給には、輸出許可是必要ありません。

- 全供給内容は、各SEZ/EOUの責任者へ正式に報告されます。
- DTAからSEZ/EOUへの供給の年次報告はDGFT(外国貿易総局)のSCOMET担当へ報告しなければならない。

Source: Notice No. 32/2015-20/DGFT/ dated October 29, 2021

企業及びLLPの提出書類に関する追加料金の免除

SCOMET品目の輸出ポリシーの変更



CFOの展望

税務調査フォームが2020年度・2021年度に対応

SEBI(インド証券取引委員会)がESG投資信託への投資の新基準を提言

税務調査フォームが2020年度・2021年度に対応

所得税局は、2019年度と2020年度の税務調査フォームをポータル上でリリースしました。2020年度の税務調査報告書の歳出提出日は2022年1月15日です。また、各企業は、必要に応じて、2019年度の修正税務調査報告書を提出することができます

SEBIがESG投資信託への投資の新基準を提言

SEBIは、ESG基準に基づいた投資信託スキームの投資基準を改定することを提案しました。市場規制当局は、2022年10月1日以降、アセットマネジメントはBRSR(事業責任及び持続可能性報告)の開示がある証券にのみ投資することを提案しています。インド投資信託協会が指定するBRSRIに相当するグローバルな海外証券投資スキームを選択することができます。BRSRが開示されていないスキームへの既存投資については、2023年9月30日までに、SEBIによる新基準の適用が免除されます。

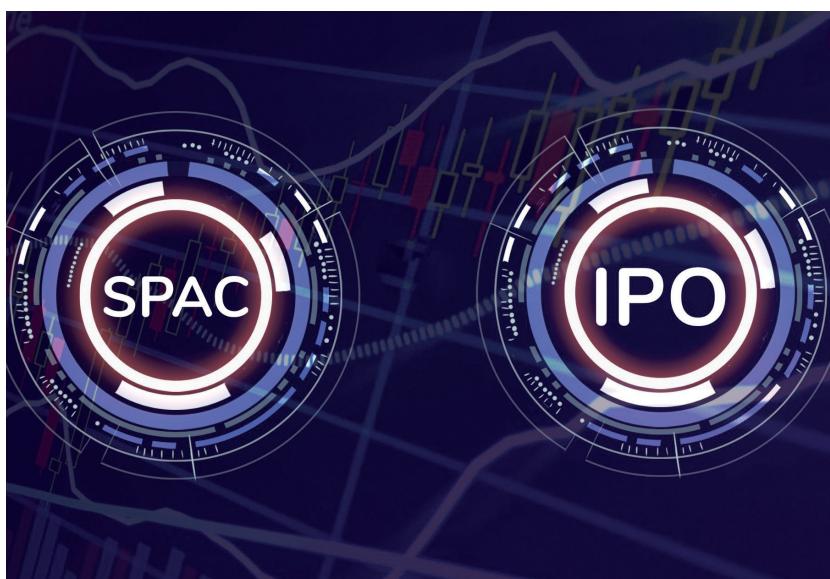


合併と吸収

インドにおけるSPAC(特別目的買収会社)の新たなフレームワーク

SPACは、世界のSPACのIPO受取額が1000億ドルを超えたことや、ReNew PowerのNASDAQへの上場成功を受けて、多くのインド企業が海外でのSPAC上場を検討していることで話題となっています。SPACとは、スポンサーの支援を受けたペーパーカンパニーが、IPOにより資金を調達し、企業結合により民間企業を買収するものです。SPACに対する世界的な関心は、特に米国のような成熟した地域で大きく高まっていますが、インドではそのフレームワークは発展し始めたばかりです。今年初め、SEBIはインドにおけるSPACの実行可能性と関連リスクを評価するため、専門家委員会を設置しました。その後、インドのIFSCにおける金融商品、金融サービス、金融機関の発展と規制に係る統一機関であるIFSCAは、2021年に「国際金融サービスセンター機構(証券の発行・上場)規則」を可決し、SPACのコンセプトをインドのIFSCに導入しました。

新規則では、SPACの上場やSPACによるターゲット企業の買収に関する詳細なガイドラインを定めています。IFSCA規則は、スポンサー、SPACの取引、企業結合、ファンスマネジメントまたはマーチャント・バンキング活動を規制しています。IFSCA規制の導入は、国内市場の準備を整え、投資への道筋を再構築することに役立つと見込まれています。しかし、こういったスキームを運用するためには、会社法やSEBI (ICDR) 規則などの既存の規定を、この新規則に合わせて改正する必要があります。さらに、スポンサーや株主は、SPACの株式を交換又は譲渡する際に発生する可能性のあるキャピタルゲインに注意を払う必要があります。



ニュース



クライアント向けウェビナー

生産連動型優遇策(PLIスキーム)の概要

2021年10月7日

講演者: Himanshu Srivastava, Partner, Business Advisory Services

MUFGのセッションで、HimanshuがPLIの概要と恩恵について説明しました。

日系企業向けPLIの概要

2021年10月26日

講演者: Kazuharu Kono, Advisor and Himanshu Srivastava, Partner, Business Advisory Services

日系企業を対象としたセッションを開催し、HimanshuがPLIの概要を説明しました。インドでの生産拡大を検討している日系企業が受けられる優遇措置について解説しました。

その他ウェビナー

UKIBC Q&A – 2021年10月14日

講演者: Ajay Sethi, Managing Partner

英印ビジネス評議会はAjayを招き、英国の中小企業がインドに投資する際に考慮しなければならない重要な課題について質疑応答を行いました。

監査品質レビュー報告書におけるNFRAの主要見解

2021年10月30日

講演者: D Ramprasad, Practice Head, Bengaluru

RamprasadはTaxmann社に招かれ、監査品質レビュー方向書におけるNFRAの主要見解について話しました。



記事

国際最低税率: 最低税率競争への解毒剤

2021年10月23日

著者: Sunil Arora, Partner - Taxation and Ameet Baid, Senior Manager, Taxation

ETCFOに掲載された記事では、インドにおける国際最低税率の重要性と、多国籍企業や国際ビジネスへの影響について述べられています。



用語集



AMC
Asset Management
Company

BEPS
Base Erosion and
Profit Shifting

BRSR
Business
Responsibility
and Sustainability
Report

Bn
Billion

DGFT
Directorate General
of Foreign Trade

DTA
Domestic Tariff
Area

DTAA
Double Taxation
Avoidance
Agreement

EOU
Export Oriented
Unit

ESG
Environmental,
Social and
Governance

FTC
Foreign Tax Credit

FY
Financial Year

ICDR
Issue of Capital
and Disclosure
Requirements

IFSCA
International
Financial Services
Centre Authority

IPO
Initial Public Offer

ITAT
Income Tax
Appellate Tribunal

ITC
Input Tax Credit

LLP
Limited Liability
Partnership

MFN
Most Favoured
Nation

OECD
Organisation for
Economic Co-
operation and
Development

SCN
Show Cause Notice

SCOMET
Special Chemicals,
Organism,
Materials,
Equipment and
Technologies

SEBI
Securities and
Exchange Board of
India

SEZ
Special Economic
Zone

SPAC
Special Purpose
Acquisition
Company

We value your valuable suggestions in our journal.
Please send us your suggestions at
suggestions@editorial@asa.in

” ”

当社概要

弊社は、企業戦略、会計記帳
税務、財務/市場分析を網羅する
プロフェッショナルファームです。

サービス

- ・経理とビジネスサポート
- ・保証
- ・ビジネス顧問専門家
- ・課税
- ・取引関連顧問専門家



インド全土に各分野の知見と経験を持った専門家集団によりクライアントへ確かなサービスを提供



www.asa.in

700 人の社員
プロ

6000
顧客

60+
ヶ所の事務所

35 行のパート
ナー専務

30 年の
経験

インド国内で8ヶ所にパートナー専務所もある

インド国内の18ヶ所と海外の6ヶ所の会社が一緒になって国際的な所属でグローバル基準とロカール専門家を育てる



Going The Extra Mile

ASA Corporate Catalyst India

ニューデリー【本社】

Aurobindo Tower
81/1 Third Floor Adchini
Aurobindo Marg
New Delhi 110 017 INDIA
T +91 11 4100 9999

アーメダバード

306 - B, Pinnacle Business Park
Corporate Road, Prahlad Nagar
Ahmedabad, 380 015 INDIA
T + 91 79 4891 5409

バンガロール

Level - 2, Park Square
No.150, 36th Cross
Jayanagar 7th Block
Bengaluru 560 082 INDIA
T +91 80 4151 0751

チェンナイ

Unit No. 709 & 710,
7th Floor 'Beta Wing'
Raheja Towers
New Number 177
Anna Salai,
Chennai 600 002 INDIA
T +91 44 4904 8200

グルガオン

Times Square Fourth Floor
Block B, Sushant Lok 1
Gurgaon 122 002 INDIA
T +91 124 4333 100

ハイデラバード

Vasavi's MPM Grand
11th Floor, Unit No 1204,
Yella Reddy Guda Road, Ameerpet,
Hyderabad-Telangana 500 073 INDIA
T +91 40 2776 0423

コチ

Pioneer Tower
207-208 Second Floor
Marine Drive
Kochi 682 031 INDIA
T +91 484 410 9999

ムンバイ

Lotus Corporate Park
D-401, CTS No.185/A
Graham Firth Compound
Western Express Highway
Goregaon (East)
Mumbai 400 063 INDIA
T +91 22 4921 4000

全国的なアフィリエト

Chandigarh, Kolkata, Pune,
Visakhapatnam, Nepal

CIN: U74140DL1996PTC078668